



令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による 災害にかかる災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和5年6月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県及び埼玉県、は3市1町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【埼玉県】 草加市 (そうかし) 越谷市 (こしがやし) 北葛飾郡松伏町 (きたかつしかぐんまつぶしまち) 【静岡県】 磐田市 (いわたし)	6月2日	令和5年6月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）